

平成24年12月21日

平成24年第4回岬町議会定例会

第3日会議録

平成24年第4回(12月)岬町議会定例会第3日会議録

○平成24年12月21日(金)午前10時30分開議

○場 所 岬町議会議場

○出席議員 次のとおり14名であります。

|     |         |     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|-----|---------|
| 1番  | 川 端 啓 子 | 2番  | 鍛 治 末 雄 | 3番  | 奥 野 学   |
| 5番  | 田 島 乾 正 | 6番  | 竹 内 邦 博 | 7番  | 小 川 日出夫 |
| 8番  | 和 田 勝 弘 | 9番  | 竹 原 伸 晃 | 10番 | 出 口 実   |
| 11番 | 道 工 晴 久 | 12番 | 豊 国 秀 行 | 13番 | 中 原 晶   |
| 14番 | 辻 下 正 純 | 15番 | 反 保 多喜男 |     |         |

欠席議員 な し

傍 聴 0 名

○地方自治法第121条の規定により本会に出席を求めた者は次のとおりであります。

|             |         |                               |         |
|-------------|---------|-------------------------------|---------|
| 町 長         | 田 代 堯   | 総務部理事兼財政改革部理事兼まちづくり戦略室理事      | 村 上 正 樹 |
| 副 町 長       | 中 口 守 可 | まちづくり戦略室理事兼秘書調整担当課長           | 保 井 太 郎 |
| 教 育 長       | 笠 間 光 弘 | 総 務 部 理 事 兼 総 務 課 長           | 中 田 道 徳 |
| まちづくり戦略室長   | 南 康 明   | 財政改革部理事兼行革推進課長                | 四至本 直 秀 |
| 総務部長兼財政改革部長 | 白 井 保 二 | 都市整備部理事                       | 梶 本 光 廣 |
| しあわせ創造部長    | 古 橋 重 和 | 都市整備部理事兼二国推進課長                | 吉 田 一 人 |
| 都市整備部長      | 末 原 光 喜 | 教育委員会事務局理事兼文化センター所長兼青少年センター所長 | 一 本 稔 明 |

|        |    |    |                          |    |    |
|--------|----|----|--------------------------|----|----|
| 教育次長   | 古谷 | 清  | まちづくり戦略室<br>秘書人事担当課長     | 今坂 | 嘉文 |
| 水道事業理事 | 岡本 | 茂  | まちづくり戦略室<br>副理事兼企業誘致担当課長 | 西  | 啓介 |
| 危機管理監  | 谷下 | 泰久 |                          |    |    |

○本会の書記は次のとおりであります。

|        |    |    |         |    |   |
|--------|----|----|---------|----|---|
| 議会事務局長 | 大山 | 鐵男 | 議会事務局主幹 | 増田 | 明 |
|--------|----|----|---------|----|---|

---

#### 議事日程

|     |               |   |
|-----|---------------|---|
| 日程1 |               | 三常任委員長報告  |
| 日程2 | 選挙第4号         | 泉州南消防組合議会議員の選挙  |
| 日程3 | 追加議案第92号      | 南部大阪都市計画多奈川・多目的公園地区地区計画の区域内に<br>おける建築物の制限に関する条例を制定する件 |
| 日程4 | 追加議案第93号      | 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件                              |
| 日程5 | 追加議案第94号      | 職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する件                               |
| 日程6 | 議員提出議案<br>第2号 | 岬町議会政務活動費の交付に関する条例を制定する件                              |

(午前10時30分 開会)

○田島乾正議長 皆さんおはようございます。ただいまから平成24年第4回岬町議会定例会3日目を開会します。

ただいまの時刻は午前10時30分です。本日の出席議員は14名、全員出席でございます。出席者数が定足数に達しておりますので、本定例会は成立しました。

本定例会には、町長以下の関係職員の出席を求めています。

これより本日の会議を開きます。

---

○田島乾正議長 日程1、三常任委員長報告を行います。

過日12月5日の本会議において、総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託しました議案について、各常任委員会で慎重に内容の審査をしていただいたその結果を三常任委員長から報告を求めます。

初めに、事業委員長の報告を求めます。事業委員長、出口 実君。

○出口事業委員会委員長 議長の許可を得ましたので、事業委員会委員長報告をいたします。

12月5日の本会議において、本委員会に付託されました7件の議案については、12月7日に委員会を開催し、慎重に内容の審査を行いましたので、その経過並びに結果について、会議規則第41条第1項の規定により報告いたします。

なお、質疑応答等の詳細な内容については、配付しております委員会記録のとおりでありますので、よろしくお願い申し上げます。

まず、議案第72号、平成24年度岬町一般会計補正予算（第5次）の件のうち、本委員会に付託された案件については、委員会記録のとおり質疑応答があり、満場一致で可決されました。

次に、議案第74号、平成24年度岬町下水道事業特別会計補正予算（第2次）の件については、質疑・討論なく、満場一致で可決されました。

次に、議案第77号、平成24年度岬町水道事業会計補正予算（第1次）の件については、質疑・討論なく、満場一致で可決されました。

次に、議案第80号、岬町海釣り公園の指定管理の指定の件については、質疑応答があり、満場一致で可決されました。

次に、議案第85号、岬町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例を制定する件については、質疑応答があり、満場一致で可決されま

した。

次に、議案第88号、岬町企業誘致に関する条例の一部を改正する件については、質疑・討論なく、満場一致で可決されました。

次に、議案第89号、岬町営住宅条例の一部を改正する件については、質疑・討論なく、満場一致で可決されました。

以上が、審査経過並びに結果であり、当委員会に付託された7議案について、私の委員長報告を終わります。

○田島乾正議長 事業委員長の報告が終わりました。

それでは事業委員長の報告に対して質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○田島乾正議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、厚生委員長の報告を求めます。厚生委員長、和田勝弘君。

○和田厚生委員会委員長 議長の許可を得ましたので、厚生委員会委員長報告をします。

12月5日の本会議において、本委員会に付託されました7件の議案については、12月11日に委員会を開催し、慎重に内容の審査を行いましたので、その経過並びに結果について、会議規則第41条第1項の規定により報告します。

なお、質疑応答等の詳細な内容については、配付しております委員会記録のとおりでありますので、よろしくお願ひします。

まず、議案第72号、平成24年度岬町一般会計補正予算(第5次)の件のうち、本委員会に付託された案件については、委員会記録のとおり質疑応答があり、満場一致で可決されました。

次に、議案第73号、平成24年度岬町国民健康保険特別会計補正予算(第2次)の件については、委員会記録のとおり質疑・討論なく、満場一致で可決されました。

次に、議案第75号、平成24年度岬町介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第2次)の件については、委員会記録のとおり質疑・討論なく、満場一致で可決されました。

次に、議案第79号、岬町淡輪火葬場の指定管理者の指定の件については、委員会記録のとおり質疑応答があり、満場一致で可決されました。

次に、議案第81号、泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町及び岬町における広域福祉課の共同設置に関する協議の件については、委員会記録のとおり質疑応答、反対討論があり、挙手多数で可決されました。

次に、議案第86号、岬町廃棄物の減量化及び適正処理等の推進に関する条例の一部を改正す

る件については、委員会記録のとおり質疑応答があり、満場一致で可決されました。

次に、議案第87号、岬町国民健康保険条例の一部を改正する件については、委員会記録のとおり質疑応答があり、満場一致で可決されました。

以上が、審査経過並びに結果であり、当委員会に付託された7議案について、私の委員長報告を終わります。

○田島乾正議長 厚生委員長の報告が終わりました。

それでは厚生委員長の報告に対して質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○田島乾正議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、総務文教委員長の報告を求めます。総務文教委員長、反保多喜男君。

○反保総務文教委員会委員長 議長の許可を得ましたので、総務文教委員会委員長報告をいたします。

12月5日の本会議において、本委員会に付託されました6件の議案については、12月12日に委員会を開催し、慎重に内容の審査を行いましたので、その経過並びに結果について、会議規則第41条第1項の規定により報告いたします。

なお、質疑応答等の詳細な内容につきましては、配付しております委員会記録のとおりでありますので、よろしくお願いいたします。

まず、議案第72号、平成24年度岬町一般会計補正予算(第5次)の件のうち、本委員会に付託されました案件については、委員会記録のとおり質疑応答、反対、賛成討論があり、挙手多数で可決されました。

次に、議案第76号、平成24年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算(第2次)の件については、委員会記録のとおり質疑・討論なく、満場一致で可決されました。

次に、議案第82号、阪南岬消防組合の解散及び解散に伴う財産処分に関する協議の件につきましては、委員会記録のとおり質疑はなく、反対討論があり、挙手多数で可決されました。

議案第83号、泉州南消防組合規約の変更に関する協議の件については、委員会記録のとおり質疑はなく、反対討論があり、挙手多数で可決されました。

次に、議案第84号、岬町暴力団等の排除に関する条例を制定する件については、委員会記録のとおり質疑はなく、賛成討論があり、満場一致で可決されました。

次に、議案第90号、岬町防災会議条例及び岬町災害対策本部条例の一部を改正する件については、委員会記録のとおり質疑応答、賛成討論があり、満場一致で可決されました。

以上が、審査経過並びに結果であり、当委員会に付託された6議案について、私の委員長報告を終わります。

○田島乾正議長 総務文教委員長の報告が終わりました。

それでは総務文教委員長の報告に対し質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○田島乾正議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、三常任委員長の報告が終わりました。

ただいまから議案第72号、平成24年度岬町一般会計補正予算(第5次)の件について討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。中原 晶君。

○中原 晶議員 賛成ですけれど、よろしいですか。

○田島乾正議長 反対の方ございませんか。賛成で結構です。

○中原 晶議員 私は3つの委員会のうち2つの委員会にしか所属しておりませんので、改めてこの場で意見を申し上げておきたいと思います。

本件につきましては町独自の給与カットによる職員給与の減額が多岐にわたって盛り込まれておりまして、その点においては労働意欲の低下や地域経済への悪影響など懸念する点があることは委員会で申し上げたとおりであります。また消防の広域化に係る予算も計上されており、その点においては同意しがたいと考えるものであります。しかしながら、学童保育については高学年への受け入れを決断され、また公的施設の改修など積極的な姿勢も感じられるものであると認めたいものでありまして、本補正予算には賛同するものであります。

○田島乾正議長 他に討論ございませんか。賛成で。川端啓子君。

○川端啓子議員 議案第72号、平成24年度岬町一般会計補正予算(第5次)の件について、賛成の立場で討論させていただきます。

今回の補正予算で評価すべきは何点かありますが、特筆すべきは大阪府放課後児童クラブ整備費補助金149万4,000円を活用し、来年度から予定する学童保育の年齢拡充に伴い、新たな学童保育室を設置するのに必要な教室の改修など実施されることです。泉佐野市以南で小学校6年生までを受け入れている自治体がまだない現状にあつて、当町が先駆けて子育て支援施策に力を入れていることは、大きな評価に値するものです。社会保障と税の一体改革の一環として、さきの通常国会で子ども・子育て関連3法が成立しましたが、自治体の役割として地域のニーズに合った施策の実現であります。例題として、放課後児童クラブも含まれております。高齢化率

が府内で一、二を争う当町にあって、子育て支援に力を入れ、子育てがしやすい環境づくりを考えたこの施策を大きく評価したいと思います。ただ、人件費の減額補正が気になります。これは当町独自の2%カットによるものが大半を占めていると思うのですが、財政が苦しい分、職員にしわ寄せが来ていることに心苦しく思います。ただ、過日の衆議院選挙で政権が交代し、新政権への期待から株価が日々上昇し、景気の回復に期待が持てそうです。当町も財政の高低に合わせ給与カットをまた考えていただきたいと思います。また職員も、住民サービスが低下しないように努力していただきたいと思います。行政の役割は、限られた予算をどう執行するかにあります。時の重要性、必然性を鑑み、精査した今回の補正予算を評価し、賛成討論とします。

○田島乾正議長 他に討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○田島乾正議長 これで討論を終わります。

これより議案第72号、平成24年度岬町一般会計補正予算(第5次)の件について起立により採決します。本件についての三常任委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。三常任委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○田島乾正議長 起立満場一致です。よって議案第72号は、原案のとおり可決されました。

議案第73号、平成24年度岬町国民健康保険特別会計補正予算(第2次)の件について討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○田島乾正議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第73号、平成24年度岬町国民健康保険特別会計補正予算(第2次)の件について起立により採決します。本件についての厚生委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。厚生委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○田島乾正議長 起立満場一致です。よって議案第73号は、原案のとおり可決されました。

議案第74号、平成24年度岬町下水道事業特別会計補正予算(第2次)の件について討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)



○田島乾正議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第74号、平成24年度岬町下水道事業特別会計補正予算（第2次）の件について起立により採決します。本件についての事業委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。事業委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○田島乾正議長 起立満場一致です。よって議案第74号は、原案のとおり可決されました。

議案第75号、平成24年度岬町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2次）の件について討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○田島乾正議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第75号、平成24年度岬町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2次）の件について起立により採決します。本件についての厚生委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。厚生委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○田島乾正議長 起立満場一致です。よって議案第75号は、原案のとおり可決されました。

議案第76号、平成24年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算（第2次）の件について討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○田島乾正議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第76号、平成24年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算（第2次）の件について起立により採決します。本件についての総務文教委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。総務文教委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○田島乾正議長 起立満場一致です。よって議案第76号は、原案のとおり可決されました。

議案第77号、平成24年度岬町水道事業会計補正予算（第1次）の件について討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○田島乾正議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第77号、平成24年度岬町水道事業会計補正予算(第1次)の件について起立により採決します。本件についての事業委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。事業委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○田島乾正議長 起立満場一致です。よって議案第77号は、原案のとおり可決されました。

議案第79号、岬町淡輪火葬場の指定管理者の指定の件について討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。賛成討論、中原 晶君。

○中原 晶議員 本件につきましては、指定管理者制度そのものについては異論があるという立場ではありますが、委員会の審議において、指定業者のこれまでの努力や地域での仕事の創出につながっているということが確認できたところでありまして、運営については適切になされているものと考え、指定について同意するものであります。

○田島乾正議長 中原 晶君の賛成討論が終わりました。賛成討論、竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 賛成討論ということで、一言申し上げます。

私もこの件に対しまして、関心を持って見ておりました。今回の指定管理者においては平均点が83.4点という高い点で選定されたとのこと、間違いないかなと思っております。そこで1つ私が心配しているのは、火葬場自体の耐久性といえますか炉の中のことなんですけど、調べさせていただくと平成11年から使用されておまして、ある程度傷んできていると聞き及んでおります。その点において十分に管理者と協議していただき、改修が必要なところは早目に対策をしていただきまして、管理者と円滑な運営をしていただくことを条件に賛成討論とさせていただきます。

○田島乾正議長 竹原伸晃君の賛成討論が終わりました。

他に討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○田島乾正議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第79号、岬町淡輪火葬場の指定管理者の指定の件について起立により採決します。本件についての厚生委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。厚生委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○田島乾正議長 起立満場一致です。よって議案第79号は、原案のとおり可決されました。

議案第80号、岬町海釣り公園の指定管理者の指定の件について討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。中原 晶君。

○中原 晶議員 事業委員会に所属しておりませんので、本件は事業委員会に付託し審議されたところではありますが、この場において私の意見を申し上げておきたいと思えます。

本件についても指定管理者制度ということで、この制度は導入するべきでないという立場であります。委員会での審議を傍聴させていただく中で、地域の雇用創出や運営について、これまで町を通じて説明いただいた範囲においては、管理者の努力を認めるものであり、今回本件については反対するものではありません。しかしながら、指定管理者制度の制約によって情報の開示が極めて限定的である点や、2月の臨時会における急な施設整備など、これまで十分な審議を妨げられてきたことに対しては、率直に申し上げて腹立たしさを感じてきたところでもあります。この点において、今後の改善を強く求めて、今回は本件については同意したいと思います。

○田島乾正議長 中原 晶君の討論が終わりました。

他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○田島乾正議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第80号、岬町海釣り公園の指定管理者の指定の件について起立により採決します。本件についての事業委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。事業委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○田島乾正議長 起立満場一致です。よって議案第80号は、原案のとおり可決されました。

議案第81号、泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町及び岬町における広域福祉課の共同設置に関する協議の件について討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。中原 晶君、反対ですか。

○中原 晶議員 反対です。

本件については委員会の場合でも反対の意見を申し上げたところではありますが、この場において改めて意見を述べさせていただきます。

地域主権というかけ声のもとに大阪府の仕事と責任を市町村に押しつけるものであり、また市町村合併や道州制への布石とも感じられるものであるために、同意できないと考えるものであり

ます。本提案がなされるより事前に研修に職員を派遣するなど、事実上この事業を進めてきた点においても承服しかねるものであります。

○田島乾正議長 中原 晶君の反対討論が終わりました。

それでは賛成討論の方、川端啓子君。

○川端啓子議員 議案第81号、泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町及び岬町における広域福祉課の共同設置に関する協議の件に賛成の立場で討論させていただきます。

今回の規約では、選別された10事業の事務処理を広域福祉課を共同設置することで円滑に推進していこうというのですが、これを契機に福祉における住民サービスをさらに充実させたいと思います。地方分権を推し進めるためには、住民サービスは身近な市町村で基礎自治体で実施できるほうが利便性にかなうと思います。ただ、小規模な自治体が単独で事務処理を行うことは、専門職の確保などに限界があります。そうしたことを鑑みたときに、広域で共同処理できるものは広域であるほうが利便性があると思います。事務の効率性、高価性が高まり、スピーディーに住民に対応ができる利便性を広域福祉課の共同設置に期待するものであります。またこれを契機に住民サービスがさらに充実することを要望し、賛成討論とさせていただきます。

○田島乾正議長 川端啓子さんの賛成討論が終わりました。

他に討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○田島乾正議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第81号、泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町及び岬町における広域福祉課の共同設置に関する協議の件について起立により採決します。本件についての厚生委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。厚生委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○田島乾正議長 起立多数です。よって議案第81号は、原案のとおり可決されました。

議案第82号、阪南岬消防組合の解散及び解散に伴う財産処分に関する協議の件について討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。中原 晶君。反対ですか。

○中原 晶議員 はい。消防の広域化については、岬町に比較的近い消防署所の設置を盛り込むなど町の努力は感じているところではありますが、これまで申し上げてきたとおり、住民の生命と財産、安全が守られるのかという点において大きな疑念を持っておりますので、賛同しかねる立場

で発言させていただいてきました。消防というものについては、市町村単位で運営して市町村単位での充実を図るべきという原則的な立場から、本件については賛同しかねるというものであります。

○田島乾正議長 中原 晶君の反対討論が終わりました。

次に賛成討論の方、ございませんか。

(「なし」の声あり)

○田島乾正議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第82号、阪南岬消防組合の解散及び解散に伴う財産処分に関する協議の件について起立により採決します。本件についての総務文教委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。総務文教委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○田島乾正議長 起立多数です。よって議案第82号は、原案のとおり可決されました。

議案第83号、泉州南消防組合規約の変更に関する協議の件について討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。中原 晶君。

○中原 晶議員 先ほどの議案第82号における討論と同様の考えに基づきまして、同意しかねるものであります。

○田島乾正議長 中原 晶君の反対討論が終わりました。

賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○田島乾正議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第83号、泉州南消防組合規約の変更に関する協議の件について起立により採決します。本件についての総務文教委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。総務文教委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○田島乾正議長 起立多数です。よって議案第83号は、原案のとおり可決されました。

議案第84号、岬町暴力団等の排除に関する条例を制定する件について討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。中原 晶君。反対ですか。

○中原 晶議員 賛成です。委員会の審議においても意見を申し上げたところではありますが、この場でも改めて運用についての意見を申し上げておきたいと思っております。

暴力団の排除については困難きわまる課題でありまして生易しいものではありませんが、社会的な合意を広げるべき重要な問題であり、本件についてはその立場から賛同するものであります。しかしながら、運用面において十分に注意いただきたい点があって、改めて申し上げておきたいと思えます。運用面においては、住民が暴力団排除の矢面に立つような危険なことはないようにご留意いただきたいという点と、条例の乱用で個人情報の漏えいなど住民の権利侵害にならないように厳重な運用を求めて賛同したいと思えます。

○田島乾正議長 中原 晶君の賛成討論が終わりました。

他に討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○田島乾正議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第84号、岬町暴力団等の排除に関する条例を制定する件について起立により採決します。本件についての総務文教委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。総務文教委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○田島乾正議長 起立満場一致です。よって議案第84号は、原案のとおり可決されました。

議案第85号、岬町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例を制定する件について討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○田島乾正議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第85号、岬町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例を制定する件について起立により採決します。本件についての事業委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。事業委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○田島乾正議長 起立満場一致です。よって議案第85号は、原案のとおり可決されました。

議案第86号、岬町廃棄物の減量化及び適正処理等の推進に関する条例の一部を改正する件について討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○田島乾正議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第86号、岬町廃棄物の減量化及び適正処理等の推進に関する条例の一部を改正する件について起立により採決します。本件についての厚生委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。厚生委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○田島乾正議長 起立満場一致です。よって議案第86号は、原案のとおり可決されました。

議案第87号、岬町国民健康保険条例の一部を改正する件について討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。中原 晶君。反対ですか。

○中原 晶議員 賛成です。本件につきましては固定資産に対する国民健康保険料の過料に対して固定資産を算出の基準から外すというものであり、加入者からの訴えに真摯に研究、検討された姿勢は前向きに評価するものであります。またあわせて、介護保険料の負荷割合についても検討がなされ、加入者の負担に配慮した設計となっていると認めるところであります。国民健康保険料については、支払えないほどの高い保険料になっていることの大きな原因は国の責任にあると考えるものでありますが、保険料の引き下げは住民の強い願いであります。この際、一般会計からの繰り入れを含め、引き続き保険料の引き下げに向けて努力を重ねるようにあわせて強く求めて賛同するものであります。

○田島乾正議長 中原 晶君の賛成討論が終わりました。

他に討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○田島乾正議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第87号、岬町国民健康保険条例の一部を改正する件について起立により採決します。本件についての厚生委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。厚生委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○田島乾正議長 起立満場一致です。よって議案第87号は、原案のとおり可決されました。

議案第88号、岬町企業誘致に関する条例の一部を改正する件について討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○田島乾正議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第88号、岬町企業誘致に関する条例の一部を改正する件について起立により採決します。本件についての事業委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。事業委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○田島乾正議長 起立満場一致です。よって議案第88号は、原案のとおり可決されました。

議案第89号、岬町営住宅条例の一部を改正する件について討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。中原 晶君。

○中原 晶議員 賛成です。先ほど採択された議案第84号のところで暴力団排除にかかわることについては申し上げましたが、本件もそれにかかわるものでありますので意見だけ述べて賛同したいと思います。

入居基準について定めるもので、改定を行うものでありますけれども、暴力団員とかかわりがあるという疑いが持たれた場合等について、大阪府警からの意見を徴収できるという内容が書き加えられている点については慎重に運用をしていただくように求めて賛同したいと思います。

○田島乾正議長 中原 晶君の賛成討論が終わりました。

他に討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○田島乾正議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第89号、岬町営住宅条例の一部を改正する件について起立により採決します。本件についての事業委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。事業委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○田島乾正議長 起立満場一致です。よって議案第89号は、原案のとおり可決されました。

議案第90号、岬町防災会議条例及び岬町災害対策本部条例の一部を改正する件について討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。川端啓子君。

○川端啓子議員 賛成の立場で。議案第90号、岬町防災会議条例及び災害対策本部条例の一部を改正する件について賛成の立場で討論させていただきます。

今回の条例改正は、地域防災計画の見直し策定に当たり、多様な主体的な意見が反映できるようにを主眼においての条例改正であります。東日本大震災のときに避難所運営に女性、高齢者などの視点が生かされにくかったという反省を踏まえ、地域防災計画の見直し策定に当たっては女



性を含めた多様な視点が反映できるように配慮されております。そのために現在当て職となっている防災機関の職員のほかに、女性も含め幅広く委員を募り参画できるように委員数を見直しております。私はかねてから機会があるたびに、地域防災計画を見直す際には女性の視点を生かすことは必要不可欠です、そのためにも防災会議の委員には女性も登用し参画できる環境づくりをするようにと提言してまいりました。行政がそのことを真摯に受けとめ、今回の条例改正に反映されたことを大きく評価し賛成討論とさせていただきます。

○田島乾正議長 川端啓子君の賛成討論が終わりました。中原 晶君。

○中原 晶議員 本件につきましては地域における防災・減災対策を進めようとする担当部署の努力には真剣さを感じているところであり、災害発生時の迅速な対応に寄与するものであると認めるものであります。今後広く住民の声に耳を傾けて一層の防災・減災対策を進めることを期待して賛同したいと思います。

○田島乾正議長 中原 晶君の賛成討論が終わりました。

他に討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○田島乾正議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第90号、岬町防災会議条例及び岬町災害対策本部条例の一部を改正する件について起立により採決します。本件についての総務文教委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。総務文教委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○田島乾正議長 起立満場一致です。よって議案第90号は、原案のとおり可決されました。

以上で三常任委員会に付託されました案件は全て議決されました。

各委員の皆さん、本当にご苦労さまでございました。

---

○田島乾正議長 日程2、選挙第4号、泉州南消防組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選としたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田島乾正議長 異議なしと認めます。選挙の方法は指名推選とすることに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、私から指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、私から指名することに決定しました。

泉州南消防組合議会議員に総務文教委員会委員長の反保多喜男君と議長の私、田島乾正を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました反保多喜男君と私、田島乾正を当選人と決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田島乾正議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました反保多喜男君と私、田島乾正が泉州南消防組合議会議員に当選されました。

ただいま泉州南消防組合議会議員に当選されました2名が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により告知します。私のほか反保多喜男君、よろしくお願ひします。

---

○田島乾正議長 日程3、議案第92号、南部大阪都市計画多奈川・多目的公園地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例を制定する件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。まちづくり戦略室長、南 康明君。

○南まちづくり戦略室長 日程3、議案第92号、南部大阪都市計画多奈川・多目的公園地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例を制定する件についてご説明させていただきます。

提案理由といたしましては、多奈川地区多目的公園の適正な土地利用を図るため本条例を制定するものでございます。多奈川地区多目的公園は「働き・学び・憩える新しいさとやま空間の創造」をまちづくりのコンセプトとして定め企業誘致を進めておりますが、市街化調整区域として土地、建物の規制を受けることとなります。このため都市計画である地区計画を定め、建築物の制限に関する条例を制定することにより適正な土地利用と建築物の誘導を行い、基本コンセプト

で定める多機能型の多目的公園としての土地利用を実現するものでございます。

議案書の裏面をごらんください。第1条につきましては、条例制定の目的でございます。南部大阪都市計画多奈川・多目的公園地区地区計画の区域内における建築物に関する制限を定めることにより、適正かつ合理的な土地利用を図り、良好な都市環境の形成を図ることを条例制定の目的としております。

第2条につきましては、用語の意義を定めるものでございます。

第3条につきましては、条例の適用範囲を定めるもので、多奈川・多目的公園地区計画の区域に適用することを定めております。

第4条につきましては、建築物の用途の制限を定めるもので、多機能型の多目的公園を実現するため計画区域内では第1号から第8号に掲げる建築物以外の建築物を建築してはならないことを定めております。

第5条につきましては、建築物の敷地面積の最低限度を定めるもので、敷地の細分化を防止するため建築物の敷地面積は1ヘクタール以上でなければならないことを定めています。

第6条につきましては、建築物の高さの最高制限を定めるもので、周辺環境に配慮するため建築物の高さは15メートルを超えてはならないことを定めています。

第7条につきましては、壁面の位置の制限を定めるもので、余裕のある敷地空間を確保し敷地周辺の緑化を促進するため道路境界線から建築物の外壁等は5メートル以上、隣地境界線から3メートル以上それぞれ後退することとし、道路境界線から3メートル以上の幅で緑地帯を設けなければならないことを定めております。

第8条につきましては、垣または柵の構造の制限を定めるもので、緑豊かな開放的な沿道空間を創出するため道路に面する垣または柵は生け垣あるいは透視性のあるフェンスとしなければならないことを定めています。

第9条につきましては、公益上必要な建築物等の特例を定めるもので、公益上必要な建築物、敷地についてはこの条例の規定を適用しないことを定めています。

第10条につきましては、罰則を定めるもので、条例の制定に違反した建築主、所有者、設計者、工事施工者等については20万円以下の罰金に処することを定めています。

第11条につきましては、委任事項を定めるもので、条例の施行に必要な事項は町長が別に定めることを定めています。

附則につきましては、施行期日を定めるもので、この条例は多奈川・多目的公園地区計画に係る都市計画の告示の日から施行することを定めています。

以上が南部大阪都市計画多奈川・多目的公園地区地区計画の区域における建築物の制限に関する条例（案）の内容でございます。

本条例につきましては、罰則規定が設けられていることから、平成24年9月10日付で大阪地方検察庁に協議を行い、本日配付させていただきました南部大阪都市計画多奈川・多目的公園地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（案）の概要についての3ページのとおり11月27日付で本案のとおりで差し支えない旨の回答をいただいております。

また、南部大阪都市計画多奈川・多目的公園地区地区計画につきましては、都市計画後の手続に従い地区計画（案）の縦覧の手続、大阪府との同意協議、岬町都市計画審議会への諮問を行い、概要についての4ページ以降のとおり地区計画（案）を定めております。以上が南部大阪都市計画多奈川・多目的公園地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例を制定する件の内容でございます。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○田島乾正議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○田島乾正議長 これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○田島乾正議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第92号、南部大阪都市計画多奈川・多目的公園地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例を制定する件を起立により採決します。本件は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○田島乾正議長 起立満場一致です。よって議案第92号は、原案のとおり可決されました。

---

○田島乾正議長 日程4、議案第93号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。まちづくり戦略室長、南 康明君。

○南まちづくり戦略室長 日程4、議案第93号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件についてご説明させていただきます。

今回大きく2点の改正を予定しており、提案理由といたしましては、まず第1点目が本年8月の人事院勧告に沿って本条例の一部を改正するものでございます。

お手元の議案書の裏面及び新旧対照表並びに別紙、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の概要をご参照ください。一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。第10条第2項中「前項の規定により職員」の次に「(会計年度の末日までに55歳(規則で定める職員にあつては58歳以上の者。次項において同じ。))を超える職員を除く。以下この項において同じ。)」を加え、同条第3項記載のとおり改めるものでございます。内容といたしましては、会計年度の末日までに55歳を迎える職員の給与の昇給は、勤務成績が「極めてよい」である場合、または「特に良好」である場合に限り行うものとするものです。昇給させる場合の号給数は、勤務成績に応じて規則で定める基準に従い決定することとし、規則で定める基準についても合わせて改正する予定でございます。具体的には、勤務成績が「極めて良好」の場合は現在の4号から2号に、「特に良好」の場合は現在の3号から1号に昇給の号給数を抑制するものでございます。なお、勤務成績が標準の「良好」である場合は現在の基準では2号給昇給することになりますが、改正後の基準では昇給しないこととなります。

次に2点目といたしまして、給料表の是正でございます。内容といたしましては、一般職給料表の4級、94号給以上の号給を給料表から削るものでございます。本町の一般職給料表は、現行においても基本的には一般職の職員の給与に関する法律に規定されております行政職俸給表(一)、いわゆる国の行(一)の給料表に準じておりますが、一定の職務の級において国の行(一)の最高号俸を上回る号給を設定していることから、総務省や大阪府から適正化するように助言を受け、今回是正を行うものであります。なお、本条例(案)の内容については職員組合と協議の上、先般合意に至ったところでございます。最後に、附則のとおり本条例は平成25年1月1日に施行するものでございます。以上が一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(案)の概要でございます。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○田島乾正議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○田島乾正議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。和田勝弘君。

○和田勝弘議員 今回の改正内容は55歳を超える職員の昇給停止を行うものであり、現在の人事院勧告の内容に準じた改正であり、職員には申しわけないが、仕方がないと考え賛成するもので

あります。しかし今回の改正内容をよく見ると、良好な成績で勤務した職員または特に良好である場合に限り昇給を行うことができると規定しております。この規定の趣旨を踏まえ、職員の勤務意欲を向上させるためにも特に勤務成績が良好な職員には昇給を行う方針で検討されることを要望して賛成討論といたします。

○田島乾正議長 和田勝弘君の賛成討論が終わりました。

他に討論ございませんか。中原 晶君。賛成ですか、反対ですか。

○中原 晶議員 賛成せざるを得ないという立場。

○田島乾正議長 賛成ですね、どうぞ。

○中原 晶議員 先ほどの提案のときにお聞きいたしました説明の中で、職員組合との協議を行い合意に至っているということでもありますので、組合の出した結論を尊重するもので賛同せざるを得ないと考えのものであります。なお、今後において一層の丁寧な協議を合わせて求めて賛同したいと思います。

○田島乾正議長 中原 晶君の賛成討論が終わりました。

他に討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○田島乾正議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第93号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件を起立により採決します。本件は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○田島乾正議長 起立満場一致です。よって議案第93号は、原案のとおり可決されました。

---

○田島乾正議長 日程5、議案第94号、職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。まちづくり戦略室長、南 康明君。

○南まちづくり戦略室長 日程5、議案第94号、職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する件についてご説明申し上げます。

提案理由といたしましては、退職給付の給付水準見直しのため、国家公務員退職手当法等の一部改正に準じて本町の職員の退職手当に関する条例等の一部を改正するものでございます。

お手元の議案書の裏面及び新旧対照表をご参照ください。職員の退職手当に関する条例等の一

部を改正する条例（案）でございます。全体の構成としましては、まず第1条が職員の退職手当に関する条例の一部改正についての規定でございます。

第2条は、職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和48年岬町条例第32号）の一部改正についての規定でございます。

次に第3条は、職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成15年岬町条例第24号）の一部改正についての規定でございます。

さらに第4条は、職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成18年岬町条例第6号）の一部を改正する規定となっております。

附則の第1条には本条例（案）の施行日を、附則の第2条から第4条までは本条例（案）本則各条の改正内容に係る経過措置をそれぞれ定めております。本条例（案）の全体の構成としては以上でございます。

それでは本条例（案）の内容についてご説明申し上げます。

まず、改正の目的でございます。今回の退職手当制度の改正は、退職給付の官民均衡を図るため退職手当の支給水準を引き下げられるために行うものでございます。具体的には別紙の職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例の概要をごらんください。退職給付について支給水準の官民均衡を図るため職員の退職手当に関する条例の一部を改正し、退職手当算定に用いる調整率を資料の表で示しますとおり段階的に引き下げるものでございます。現行の調整率は100分の104でございますが、平成25年1月1日から平成25年9月30日の間で退職する職員の退職手当の調整率は100分の98、平成25年10月1日から平成26年6月30日の間では100分の92、平成26年7月1日以降については100分の87となります。なお、改正後の調整率は退職理由及び勤続年数にかかわらず全ての職員に適用することとなります。最後に、本条例（案）の内容については職員組合と協議の上、先般合意に至っております。説明は以上でございます。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○田島乾正議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○田島乾正議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。中原 晶君。

○中原 晶議員 当事者との協議を既に行い合意に至っているということでありますので、反対するものではありません。

○田島乾正議長 賛成討論ですね。

他に討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○田島乾正議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第94号、職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する件を起立により採決します。本件は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○田島乾正議長 起立満場一致です。よって議案第94号は、原案のとおり可決されました。

---

○田島乾正議長 日程6、議員提出議案第2号、岬町議会政務活動費の交付に関する条例を制定する件を議題とします。

本件についての趣旨説明を求めます。岬町議会議員、川端啓子君。

○川端啓子議員 ただいま議長のお許しを得ましたので、議員提出議案第2号、岬町議会政務活動費の交付に関する条例を制定する件を地方自治法第112条及び岬町議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出いたします。

提出者、岬町議会議員、川端啓子。

賛成者は次のとおりです。敬称を略させていただきます。

賛成者、岬町議会議員、和田勝弘、辻下正純、反保多喜男、竹原伸晃、小川日出夫、鍛冶末雄、竹内邦博、出口 実、奥野 学、道工晴久、豊国秀行、以上であります。

提案理由は、地方自治法の一部改正により政務調査費が政務活動費へと名称変更され、用途についてはこれまでの調査研究に加え「その他の活動」が追加された。また経費の範囲については条例で定めることとなったため、政務活動費の交付に関する条例を制定するものであります。

岬町議会政務活動費の交付に関する条例(案)について説明いたします。次のページをご参照願います。

岬町議会政務活動費の交付に関する条例を次のように制定する。第1条では趣旨について、第2条では政務活動費を充てることができる経費の範囲を会派については別表第1で、議員については別表第2で定めております。特に、別表に定める政務活動費の用途については、これまでの調査研究に加え新たに「その他の活動」が追加されたことに伴い、議員としての補助金の要請・陳情活動のための旅費、議員としての地域で行う住民相談・意見交換会の経費、会派単位の会議



に要する経費のうち、調査研究活動に資するとされていた活動を条例の対象とすることができることを明記しております。

第3条では政務活動費の交付対象者を定め、第4条では会派に係る政務活動費の額を明記し、第5条では会派に属さない議員に対する政務活動費の額を明記しております。

第6条では会派の届け出の提出を、第7条については会派等の通知の義務を明記しております。

第8条では政務活動費の交付申請書の提出について、第9条では政務活動費の交付または変更の決定について明記しております。

第10条では政務活動費の請求及び交付について、第11条では政務活動費の収入及び支出の報告書の提出について明記しております。

第12条では提出された収支報告書を必要に応じ調査を行い、使途の透明性を確保するよう明記しております。

第13条では交付を受けた政務活動費に残余額が生じた場合、返還を義務づけております。

第14条では提出された収支報告書の保存と閲覧について、第15条では委任について明記しております。

最後に附則第1項として、施行期日は地方自治法の一部を改正する条例（平成24年法律第72号）の施行日から施行するとし、平成25年3月1日から施行予定としております。

また第2項として、現行の岬町議会政務調査費の交付に関する条例は廃止します。

第3項は経過措置を設けており、新たな条例の規定はこの条例の施行の日以後に交付される政務活動費から適用し、この条例の施行の前日による廃止前の岬町議会政務調査費の交付に関する条例の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例によります。

また第4項は、本条例の第4条及び第5条の適用は行財政改革の一環として、平成28年3月31日までは「10,000円」とあるのを「5,000円」とするものです。以上でございます。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願いいたします。

○田島乾正議長 これをもって趣旨説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○田島乾正議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。中原 晶君。反対ですか、賛成ですか。

○中原 晶議員 先にしゃべるほうです。本件につきましては急転直下の提案という印象でありまして、水面下ではいろんな話がされてきたのかもわかりませんが、私は本（案）について

も正式なものをいただいたのはきょうということでありまして、十分な審議ができないことを非常に残念に感じています。先ほど議会運営委員会において十分な審議を求めて継続審査を提案したところでありましたが、それはかないませんでした。そういった点からいきますと、私自身本提案について詳細の把握をしかねるところでありまして、賛否の判断も決しがたいと感じているところでもあります。何よりも政務活動費、現在は政務調査費と呼んでいるものでありますが、政務活動費については住民的な議論が行われていないということについて問題を感じるものであります。政務調査費については、第2の議員歳費という見方をされ厳しい住民の目にさらされているところでもありますので、そういった点を考えても、住民的に検討を加えないままに名称だけではなく使途についても拡大するという今回の提案については同意しがたいという結論に達したものであります。

○田島乾正議長 中原 晶君の反対討論が終わりました。

他に討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○田島乾正議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議員提出議案第2号、岬町議会政務活動費の交付に関する条例を制定する件について起立により採決します。本件は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○田島乾正議長 起立多数です。よって議員提出議案第2号は、可決されました。

---

○田島乾正議長 以上をもって、今期定例会の会議に付されました事件は全て議了しました。

以上で、本日の会議を閉じます。

これをもって、平成24年第4回岬町議会定例会を閉会します。

慎重審議、ありがとうございました。

午後1時から全協を開きますのでよろしくお願ひします。

(午前11時49分 散会)

以上の記録が本町議会平成24年第4回定例会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

平成24年12月21日

岬町議会

議 長 田 島 乾 正

議 員 道 工 晴 久

議 員 豊 国 秀 行